

次世代スペースチャンバのフィジビリティスタディに係る情報提供要請 (RFI)

2026年 02月 24日
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
環境試験技術ユニット

1. 背景・目的

【背景】

■ 基盤技術の維持と発展

- スペースチャンバとは宇宙空間の熱真空環境を模擬する設備である。スペースチャンバでの検証試験は宇宙機開発の最終関門であり、スペースチャンバは宇宙開発に必要な不可欠な技術基盤である。
- 近年の試験数や今後の予約数の推移から、今後も大型スペースチャンバを利用の需要は継続すると強く予測され、さらに、設備を持たない新興企業の利用など、宇宙産業の裾野の拡大と共に試験需要は増加する傾向にある。様々なユーザの開発環境を今後も堅持し、試験技術／チャンバ設計開発技術を次世代につないでいく必要がある。
- 整備コストが高額となることが想定されるため、長期的な視点から試験需要への対応を図るとともに、整備および運用に係るコストの抑制が求められる。

【目的】

■ 効率的な大型設備の運用効率向上と低コスト化

- 後継スペースチャンバの整備コスト削減、ライフサイクルコストの検討、稼働率向上、民間からの資金活用など、長期の視点で国の費用負担の低減をする。
- 日本の大型スペースチャンバと技術の維持
- 8mφスペースチャンバが運用停止となった状況で、13mφスペースチャンバ喪失前には、安定して運用できる後継の大型スペースチャンバを整備し、将来の熱真空環境試験需要に応える。
- スペースチャンバ製造メーカーの撤退などにより、日本の大型スペースチャンバ製造技術が失われる危機にあるため、完全に喪失する前に整備を開始することで大型スペースチャンバの製造技術を維持し、将来の開発に必要な試験の需要に応える。

上記状況を踏まえ、宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」)は、次世代スペースチャンバのフィジビリティスタディを行うことを検討しています。

本要請は、宇宙の真空環境を模擬し宇宙機の熱真空試験を実施する筑波宇宙センターに設置されているスペースチャンバの新規整備、改修に関する情報提供を要請するものです。

なお、次項以降に示す前提や要求等につきましては、本RFI発出時点のJAXA案であり、実際のサービス調達を行う際の前提や要求等と異なる場合がありますのであらかじめご了承下さい。

2. 情報提供要請対象

(1) 情報提供における前提

スペースチャンバ整備のフィジビリティスタディは、次項(2)の①～③の検討を実施する予定です。情報の提供は①～③の中から1部のみを選択して(a)～(c)の情報提供をすることも可能です。

なお、選択した①～③の項目に関しては(a)～(c)の情報は一括で情報提供をお願いし

ます。①～③の項目内訳に対して、(a)(b)(c)の一部のみの情報提供は、ご遠慮ください。

※ ご遠慮いただきたい組合せ例:①-1(c)のみ、②-2(b)のみなど

(2) 情報提供要請内容

① 次世代大型スペースチャンバの新規整備検討

①-1. 次世代スペースチャンバシステム要求書(案)の1項に記載される基本性能を有した設備の新規整備の検討, かつ, スペースチャンバ容器の設置方向の検討

①-2. ソーラシミュレータ具備の検討

①-3. 極低温シラウドの新規整備の検討

①-4. スペースチャンバを設置し, 宇宙機の整備が可能な建屋の検討

② 既設13mφスペースチャンバの大規模改修

②-1 13mφスペースチャンバの運転コスト、メンテナンスコスト低減、老朽化対策を目的とした改修・更新検討

②-2 13mφスペースチャンバの稼働率を大幅に上げることを目的とした既存建屋の増改築検討

③ 直径6mクラスの中型スペースチャンバの新規整備

③-1. 次世代スペースチャンバシステム要求書(案)の2項に記載される基本性能を有した設備の新規整備の検討

③-2. スペースチャンバを設置し, 宇宙機の整備が可能な建屋の検討

前①～③で情報提供要請を行う内容は、以下の通りです。

(a)検討可能範囲の提示

①～③の新規整備, 改修においてのシステムのとりまとめ, 各系統において事業者殿が整備可能な範囲を示してください。その際に, 別の事業者殿に協力を仰ぐことで整備範囲を広げられる場合は, その事業者を含めた体制を示してください。

(b)検討費用の提示

①～③の新規整備, 改修においてのシステムのとりまとめ, 各系統において事業者殿が整備可能な範囲におけるフィージビリティスタディに要する費用(参考見積)を示してください。

(c)スケジュールの提示

①～③の新規整備, 改修においてのシステムのとりまとめ, 各系統において事業者殿が整備可能な範囲におけるフィージビリティスタディのスケジュールを示してください。

3. 配布資料

・配布資料 : 次世代大型スペースチャンバシステム要求書(案)

※ 配付資料は、JAXA が示す秘密保持約款に基づくことを条件に交付するものとし、
「秘密保持約款」をご確認の上、「秘密保持約款への同意及び秘密保全に関する管
理者の通知について」を、7項問合せ先宛てにお送り下さい。

4. 情報提供者の要件

日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人であること。

5. 情報提供方法

内容を書面に取りまとめ、PW 付ファイル添付メール、またはセキュリティが確保されたダ
ウンロードサイトURLを7項提出先宛てにお送り下さい。

ツール及び提出資料の様式の指定はありません。但し、提出資料冒頭に提供者（法人）名及
び代表者名・連絡先を記載下さい。

6. 説明会

(1) 日時 : 2026年03月6日(金) 12:00~15:00

(2) 方法 : Teams

※ 説明会への参加を希望する方は、2026年03月4日(水)17時までに7項の問
合せ先まで参加希望の旨ご連絡下さい。

※ 会議URLは参加希望の旨ご連絡いただいた方に別途お送り致します。

7. 問合せ先／提出先・期限

問合せ先／提出先: JAXAJisedaSC&ml.jaxa.jp

※メールを送信する際には、【&を@に変更】してください。

提出期限 : 2026年04月03日(金)17時まで

8. 対話の実施／質問の受付

JAXA は、情報提供者により提供された情報・意見等を理解するために情報提供期間を通
して、また期間後に対話を実施させて頂く場合があります。

(1) 事前対話

情報提供者における理解促進等を目的として、説明会終了後から資料提出期間の間、ご
希望に応じて「事前対話」の機会を設けます。事前対話の中で可能な範囲で情報・ご意見
等を頂くことも可能です。

実施期間 : 2026年03月6日(金)~2026年3月27日(金)まで

(※土日祝日を除く)時間帯／目安: 9:30~17:45 / 1~2 時間程度

方法 : Teams または対面

申込 : ご希望の日時を複数ご提示の上、7項「問合せ先」までご連絡ください。

その他 : 事前対話は任意です。実施回数に制限はありません。ご要望日程によ
っては日時をご調整させて頂く場合があります。対面での実施をご
希望の場合は実施場所を別途調整させて頂きます。

(2) 資料提出後対話

JAXA は、情報提供者により提供された情報・意見等を理解するために資料提出締切後
に対話を実施させて頂く場合があります。

(3) 質問の受付

JAXAが提供する情報等に関して書面にてご質問頂くことも可能です。質問回答については、適宜メールや前述の対話の中で対応予定です。

受付期間:本 RFI 公開日～2026年 04月 03 日(金) 17時提出期限まで
: 5 項に示すとおり

9. 情報の取扱い

- (1) 配付資料は、JAXAが示す秘密保持約款に基づくことを条件に交付するものとし、
「秘密保持約款」をご確認の上、「秘密保持約款への同意及び秘密保全に関する管理
者の通知について」を 7 項問合せ先宛てにお送り下さい。
- (2) JAXAに提供頂く情報について、JAXAは事前に書面により情報提供者の同意なしに第
三者にこれを開示し、または本要請の目的以外に使用しないものとします。
また、ご提供いただいたご意見の書面に情報提供者が保有する情報が含まれた場合には
該当頁右上に「第三者開示制限」と記すものとします。ただし、ご意見等の書面全体に左記
情報が含まれている場合は、ご意見の書面の表紙に「全頁第三者開示制限」と記す方法を
もって各頁への個別の表示に代えることができ、各頁への個別の表示を省略することが
できます。
- (3) JAXAに提供頂く情報に関し、秘密保持契約の締結を希望される場合は、契約締結が可
能です。

10. 留意事項

- (1) ご提供いただいたご意見を今後行う手続きにおいて提示する文書等に反映されることは
保証いたしません。
- (2) 本要請への対応の有無や情報提供内容は、今後行う手続きに影響を与えるものではあり
ません。
- (3) ご提供頂いたご意見・資料は返却いたしません。
- (4) 情報提供に係る書面・資料の作成、提出等に要する費用は、情報提供者ご自身で負担をお
願いします。
- (5) 6項に示す説明会及び 8 項に示す対話については記録のため録音させていただきます。
- (6) 6項に示す説明会及び 8 項に示す対話・質問回答において口頭または書面により行う質
疑のうち、情報提供者に共通的に周知すべきと JAXAが判断した事項については、事業者
や事業構想等が特定されないよう内容を一部加工し、情報提供者(質問者)の同意の上、す
べての配布資料受領者に展開致します。

以上

次世代スペースチャンバシステム要求書(案)

【共通事項】

- 試験空間の真空度を 1.0×10^{-5} Pa 以下に維持可能なこと
- 試験空間の壁の温度(シュラウド)を 100K 以下に維持, かつ, 供試体視野における黒色率が 99.99%以上であること
- 試験空間のシュラウド温度が 100K 以下, 試験圧力が 1.0×10^{-5} Pa 以下の状態から, 大気圧に戻せる大気導入系を有すること

異なる要求事項は、以下の【大型】【中型】の 2 つとなる。

1. 大型

- 熱真空環境が模擬される空間(以下, 試験空間)に $\phi 6.5\text{m} \times$ 高さ 14m の供試体(供試体支持機構・治具を含む)が搬入可能なこと
- 真空環境にシュラウド内径 $\phi 11\text{m} \times$ 高さ 16m のシュラウド, および, 重量 40t の供試体を収容可能であること
- 次世代大型スペースチャンバは以下に示す防振機構を有すること。
 - (1) パッシブ除震機能を有すること
 - (2) 固有振動数 30 Hz 前後であること
 - (3) 真空容器内の防振架台上での振動が 1mG 以下であること

2. 中型

- 熱真空環境が模擬される空間(以下, 試験空間)に幅 6m \times 高さ 5m の供試体(供試体支持機構・治具を含む)が搬入可能なこと
- 真空容器にシュラウド内径 $\phi 6\text{m} \times$ 長さ 8m のシュラウドを収容可能であること

秘密保持約款

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が実施する「次世代スペースチャンバのフィジビティスタディに係る情報提供要請(RFI)」(以下、「本 RFI」という。)のために機構が相手方に開示する情報の取扱いについて、次のとおり約款を定める。

(適用範囲)

第1条 本約款は、機構から相手方に開示する本 RFI に関する情報のうち、秘密に属するものの取扱いについて適用する。

(定義)

第2条 本約款において、用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1)「秘密」とは、機構が当該情報の取扱い条件を明示したもののうち、「一般情報」及び「限定なし」以外の情報をいう。
- (2)「情報」とは、あらゆる情報であって、文書、図面及び電磁的記録、口頭など有形・無形を問わない。

(一般義務)

第3条 相手方は、機構から開示された秘密について、本 RFI の準備のみならず、本 RFI の終了後においても、本約款に定めるところにより秘密の保全に万全を期し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1)機構から知得する以前に、既に公知であるもの。
 - (2)機構から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3)機構から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - (4)正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したものの。
 - (5)機構から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
 - (6)機構から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
 - (7)裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを機構に直ちに通知する。
- 2 相手方は、その目的に照らして必要最低限の役員及び従業者等の関係者に限り、相手方の定める管理責任者の監督の下で秘密を使用するものとする。
 - 3 相手方は、本 RFI のためにのみ秘密を使用するものとする。

(複製)

第4条 相手方は、本 RFI に必要な場合を除き、機構が開示した秘密の複製又は写真撮影等他の媒体への記録をしてはならない。

(本 RFI 終了後の秘密の取扱い)

第5条 相手方は、機構から開示された秘密の使用目的が終了したとき、又は本 RFI が終了したときは、速やかに秘密の情報を機構に返還又は廃棄しなければならない。但し、引き続き保有することについて、機構の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 秘密の情報の返還又は廃棄後も第3条、第4条、第7条、第8条、第9条及び第10条は効力を有するものとする。

(秘密管理)

第6条 相手方は、第3条から前条に定める措置を確実に履行し、相手方の事業所等関係箇所における秘密の保全を確保するため、秘密保全に関する管理責任者を定め、機構にその氏名を通知するとともに、適切に秘密の保全管理を行わなければならない。

(違反時の措置)

第7条 機構は、相手方が本約款に定める義務に違反したと認められる場合には、違反の是正を求めることができる。この場合において、相手方は速やかに是正のため措置をとらなければならない。

- 2 相手方による本約款の義務違反が、本 RFI の後、契約相手方として選定した契約において判明したときは、機構は、前項に定める是正措置の要求に加えて、本約款の義務違反として、選定結果の取消し、又は契約の一部若しくは全部を解除することができる。解除後の措置については、当該契約に定めるところに従う。

(事故発生時の措置)

第8条 相手方は、秘密の漏洩、紛失、破壊等の事故が発生し、又はこれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を、速やかに、機構に報告し、機構の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第9条 前条の事故が、相手方による本約款の義務違反のために生じたものであるときは、相手方は損害賠償の責を負う。

(協議事項)

第10条 本約款に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、機構と相手方の協議により、解決するものとする。

年 月 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
環境試験技術ユニット長 稲垣 哲哉 殿

住所
法人名
代表者名 印

秘密保持約款への同意及び
秘密保全に関する管理者の通知について

『次世代スペースチャンバのフィジビティスタディに係る情報提供要請(RFI)』に
関し、機構の定める秘密保持約款に同意いたします。

また、同約款第6条に基づき、「秘密保全に関する管理責任者」を下記
のとおり通知いたします。

記

所属

役職

氏名

以上